

葬祭組合告示第9号

平成21年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月17日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成21年11月20日(金)午後3時30分

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

3. 付議事件

- (1) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

平成21年11月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成21年11月20日(金曜日)午後3時30分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(6名)

1番 及川俊子君(副議長)	四街道市議会選出
2番 冨塚忠雄君	佐倉市議会選出
3番 桐生政広君	佐倉市議会選出
4番 蕨和雄君(議長)	佐倉市長
6番 市橋誠二郎君	四街道市議会選出
7番 原義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員(1名)

5番 小池正孝君	四街道市長
----------	-------

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久君	酒々井町長
事 務 局 長	石井八仁君	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏君	

○会期

平成21年11月20日(金曜日) 1日

○議事日程

平成21年11月20日(金曜日)午後3時30分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

開会の宣告

午後 3 時 27 分 開会

- 議長（蕨 和雄君） ただいまの出席議員は 6 名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成21年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。

諸般の報告

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、富塚忠雄議員、市橋誠二郎議員の両名を指名いたします。

会期の決定

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第 5 条第 1 項の規定により本日 1 日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日 1 日と決しました。

議案の上程

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 4、議案を上程いたします。
- 管理者に提案理由の説明を求めます。
- 管理者（小坂泰久君） はい、議長。
- 議長（蕨 和雄君） 小坂泰久管理者。
- 管理者（小坂泰久君） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成21年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本臨時会に提案いたしました議案 1 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、月例給及び期末勤勉手当につ

いて所要の規定を改正をしようとするものです。また、現給保障対象者についても現給保障額から0.24%引き下げる改正をしようとするものでございます。

以上概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（藤 和雄君） 続いて、事務局長から議案の補足説明をいたさせます。

○事務局長（石井八仁君） はい、議長。

○議長（藤 和雄君） 石井八仁事務局長。

○事務局長（石井八仁君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。お手元の議案第1号資料に基づきまして説明いたしますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、1番の制定理由でございます。人事院は、平成21年8月11日付で民間給与との格差に基づき、月例給及び期末勤勉手当の減額改定の勧告を行いました。また、千葉県人事委員会も同様の勧告を平成21年10月9日付で行ったところでございます。このことを受けまして、ただいま管理者が申し上げました改正を行おうとするものでございます。

2番の改正条例でございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例（昭和40年葬祭組合条例第11号）、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年葬祭組合条例第6号）の2つの条例でございます。

3、改正内容につきましては、（1）の月例給の引き下げ、平均で0.2%の引き下げを行うというものでございます。

（2）の期末勤勉手当の年間支給額の引き下げにつきましては、一般職職員は現行年間4.5月分を年間通しまして4.15月分にしようとするものです。マイナス0.35カ月分というものでございます。当組合については再任用職員はおりませんが、再任用職員についても引き下げるというものでございます。

なお、本年6月で0.2月分は引き下げ済みのため、12月におきましては0.15月分の引き下げを行おうとするものでございます。

それから、次のページをごらんいただきたいと思います。（3）の平成18年3月31日付の給料表の現給保障を受けている職員は、現給保障額から0.24%を下げた額を給料月額としますということで、当組合におきましては該当職員が5人おります。この5人につきましては0.24%の引き下げを行うというものでございます。

3の施行期日でございますが、平成21年12月1日から施行するものです。なお、本年12月期の期末勤勉手当の引き下げ等の改正内容が含まれているため、12月期の期末勤勉手当の基準日である12月1日より前に改正条例が公布されていることが必要ということです。したがって、きょうは議決をいただければ、議決後平成21年11月30日に公布する予定でございます。

それから、4では構成市町の本案件議案の上程の予定でございますが、酒々井町につきましては11月5日にもう臨時会を開いて決定したところでございます。あと、佐倉市は11月30日の定例議会、それから四街道市は11月24日の定例議会、近隣組合は同じ11月中に臨時議会を開催すると。千葉県におきましても同じ11月中に定例議会で議決する予定でございます。

それでは、次の3ページをごらんいただきたいと思います。こちら条例の新旧対照表でございます。左側の欄が新条例、右側が旧ということで、この期末手当の関係ですが、条例の第20条の2項におきまして右側の旧条例では100分の160でございましたが、左側の新条例では100分の150になるというもので

ざいます。3項につきましては、旧条例では100分の160と100分の85という数値でございますが、左側の新条例におきましては100分の150と100分の80とするものでございます。勤勉手当につきましても、第21条におきまして、旧条例では100分の75を乗じた数字でございましたが、それを100分の70に引き下げようとするものでございます。

各給料表でございますが、別表第1のほうでは次のページから記載してございますが、アンダーラインの部分に変更になっているものでございます。そちらは、また後でござんいただきたいと思っております。

資料の、あと最後のページでございますが、最後のページをござんいただきたいと思っております。こちらはやはり新旧対照表でございますが、こちらの佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正ということで、旧条例では、附則におきまして、給料月額に達しないことになる職員という表現でございましたが、これを給料月額（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成21年葬祭組合条例第 号。ここは抜けておりますが、この議会において可決されたときに新たに番号が発生するものでございまして、現在は抜けた状態でございます。第何号となるものです。この項において「平成21年改正条例」という。）の施行日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員であるものにあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するというので、長い文章ですが、実際にはこの100分の99.76を乗じるということで、0.24を引き下げるといふ条例の改正を行おうとするものでございます。

説明のほうは以上で終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤 和雄君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番（冨塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 冨塚議員。

○2番（冨塚忠雄君） いつものことなのですが、一つは民間企業との格差というふうなうたっているのですが、これはどういう査定の中で官民格差の数字が出てきたのですか。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） はい、事務局。

○事務局長（石井八仁君） これは、地方公務員法によりまして、生計費や国及びほかの地方公共団体の職員及び民間企業従業員の給料等との均衡を考慮して定めるといふことになっておりまして、その社会一般の情勢に適用するように随時適当な措置を講じなければならないとされておりまして、その人事院におきまして、その民間企業職員の厳しい状況を調査いたしまして、その調査に基づいて公務員の給料を算定したということでございます。

○2番（冨塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 冨塚議員。

○2番（冨塚忠雄君） そうすると、民間企業というのが、どのぐらいの規模のことを指しているのですか。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） ちょっと詳しい資料が手元にございませんので、明確ではございませんが、国と県では多少対象企業が違っているとは思いますが、申しわけありません。ちょっと今手元にその資料がありません。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） たしか民間企業の50人規模の会社の給料と、それとの比較との中で、公務員のほうが高いと。たしかそういうふうなことで決めたのではないかと思っているのですけれども、いずれにしても、50人、100人という規模で、佐倉市でいけば1,000人以上の働く職場のほうと、この比較してなんて話もね。普通ならば、1,000人なら1,000人規模の民間企業との比較なのです。500人なら500人でやるべきだと思うのですけれども、そういうところについては、これは人勤の考えだからどうしようもないことなのかもしれないけれども、しかしそういうことでも、そこはきちんと把握しておいてほしいと思うのですけれども、それはどういうふうな認識でおられますか。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） その把握する規模については、人事院のほうで決めている数値でございましょうけれども、当組合といたしましては、その勧告に従い、また千葉県の人事委員会も同様の数値を示しております。その数値に従うと。

また、結果的には独自の調査というのは別個にはできませんので、こちらの数値に従うということで、当然今度、今年度につきましては下がることばかりでございしますが、上がる時もその数値を使わせていただくということになるかと思えます。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） だから、そんな50人程度の、50人以上というのかな、程度の民間企業との比較の中で、公務員の給料表が決められてくるということについては、甚だ問題だという認識はないですか。これは、決めたのは人勤けれども、受けるのは、事務局だからね。だから、そこはどう。だから、本当はこれはそうすること自体が、それはおかしいのではないかと。減りますからいいよというふうなことで、そういうふうな考えていくと、もう改善はできない。その職員の生活が守っていけない。そうなるのですよ。50人規模と、何でうちのほうの自治体1,000人もいるのに、比較になるのかと。そういう開き直りだって、各自治体であってもいいのではないの。ここは組合議会だから、事務局長に聞くか、管理者に聞くかしかないけれども、どうなのですか。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） 人事院勧告に従わないで、独自の調査というお話ですが、それにつきましても、その調査をするということになると、相当の予算、期間等も必要となると考えられます。それで、一応公務員法に基づきまして勧告に従うということの定めもございまして、一応その定めに従って決めるということになりますので、当組合としてもそちらに従うべきだと考えております。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） いや、だから疑問に思わないのですかということなのよ。50人程度の民間と、1,000人程度の自治体と比較しようがないでしょうというのが。疑問に思って当たり前ではないの。そこを聞いたかったの。疑問に思うのかどうかということを知りたい。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） 佐倉市さんのような1,000人規模の地方公共団体であれば、やはり多少はそういう疑問もあろうかと思いますが、結局地方公共団体ということでも、小さい団体もありますし、またもっと大規模な団体もあるということですが、独自にそういうことを、疑問に思っても独自に調査はできないというか、その規則に従うということに対応していると考えております。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） 余りしつこいと嫌われてしまうから、聞きたくないのだけれども、問題なのは、だから市の職員の生活をどう守っていくかということについても、事務局とすれば大切なことなわけでしょう。これは各自治体も同じことだよ。そうしたときに、50人規模の民間と、500人でもいいよ、酒々井さんはどのくらい職員数があるか、300か、もっといますか。100人。だから、そのくらいの規模と比べてどうなのだという、そういうようなやっぱり疑問を持ってもいいと思っているの。それで、そんなことで比較されてもちょっと困りますよと。そのくらい思ってもらわないと職員浮かばれないでしょうよ。こんな国から、人勧だから、そのとおりだと受け入れてやるという話にならないではないですか、それは。そこはやっぱりどうなのだと、国そう言うけれども、本当にその比較でいいのかと。そのくらいやっぱり言ってもらわないと、これは困ってしまうでしょうよ。だから、今こうしつこく言っても余りどうかなと思っはいるけれども、そういう点について僕は疑問に思っているの、機会があったら、ちょっと県のほうに問い合わせ、それでいいのですかというような、そういう疑問も投げかけておりますけれども、どうなのですかというぐらゐのことは問い合わせ、また後ほど機会があるでしょうから、教えてくださいよ。

それから、もう一点いいですか。これから、酒々井さんは決まったようですけれども、佐倉、四街道、これは県と近隣組合ということで、きょうはどこかな、清掃組合……衛生組合も何かきょう行っているようだけれども、各市の、四街道さんは組合があるかどうかわかりませんが、そこで協議していたような、そういう今の状況把握というのはしていますか。例えば、佐倉市とか四街道市さんの状況把握。どうなって、きょうまでどうなってきているかということで。それはわからない。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） 現在近隣の状況ですと、酒々井町、それから印旛衛生組合におきましては人勧どおりの数値で可決されているところでございます。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） おれが佐倉市の実態をあえて質問するのも何か変な話だけれども、佐倉市は組合のほうと協議して、妥協したというふうな話も聞いておりますけれども。しかしながら給料の問題から

いけば、4月にさかのぼって今まで支給した分、ということは、4月にさかのぼって、12月の期末手当を精算するということなのだね。それで、毎年の給料の決め方が、どうあるべきかということなのだよね。一たん支給したものを、また取り返したわけでしょう。そうなるよね。4月に遡っているのだから。それが果たしていいのかどうかなのです。そんなことでは、だって一家の生活……今回はそんなに多くない額かもしれないけれども、そんなことされたらば、全くの生活の設計が立たないというような状況も、今あるわけでしょう。一たん入ってきたものを、またそれを返せという話だからさ。こんな乱暴なやり方があるかということなのです。少なくとも、僕は可決するなら、4月にさかのぼらないで、来年4月からそういうふうにしますよという話だったらいいのだけれども、全くひどい話ではないかという。少ないからいいという話にはならないと思いますけれども、その辺はどうなのですか。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） この差額につきましては、結局、先ほどもちょっと触れましたが、給料が増えるときは、やはり同じように4月までさかのぼって増やしていただいて、差額として受け取っていたわけで、今回減るときは、同様にその差、計算して差額分を戻入するという形になるのですが、今回につきましては、今議員さんおっしゃったように、金額的に給料差額については実際には少ないということで、当組合で申しますと平均で769円ですか、月平均の金額を戻すというような形になります。それが4月からの分の合計額を戻すような形になると思いますが、これはそういう規則ですので、それに従うというものでございます。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） よくなったときというのはあったのですか。ずっとこの間、下げばかりではないの。上がってよくなったという記憶が大分薄れているような感じするけれども、どういう記憶持っていますか。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局。

○事務局長（石井八仁君） おっしゃるとおり、最近はずっと下がっておりますが、昔オイルショックの後、もう何年も続けてずっと上がっていた時期もありましたので、その辺も、昔はそういう時代もあったということで、最近はずっと下がっておりますけれども、一応その規則に沿って実施するというところでございます。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） これ以上言いませんけれども、いずれにしても職員の方々の生活を定める大事なもののなので、やっぱり物申すときには、きちんとやっぱり上部団体に対しても物を申してほしいと。でない、すべてこれでいいのだなという判断するのですよ。口で言わなければわからないのだから。おれも知っていても質問した部分もあるかもしれない。だけれども、そういうふうには言わなければ伝わらないでしょう。議員がどう考えているか。だから、そこが大事だと僕は思っているから、だからやっぱりそういう疑問に思ったものについては、きちんとやっぱり県なんかとも問い合わせ、きちんとして、やっぱりあくまでも働く方々の生活を守っていくという視点で、事務局も管理者もそういうことで、構

えてやってほしいということを、これは強く要望します。

以上です。

○議長（蕨 和雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討 論

○議長（蕨 和雄君） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（蕨 和雄君） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（蕨 和雄君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成21年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時58分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 富 塚 忠 雄

議 員 市 橋 誠 二 郎